



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 2

選挙管理委員会事項

- 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数 3

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定に基づく認定 3

告 示

沖縄県告示第360号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄第一病院	南風原町字兼城642番地の 1	医療法人信和会	令和 6 年 10 月 21 日	令和 9 年 10 月 20 日

沖縄県告示第361号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 4 項の規定により、当該同意が同法第108条第 2 項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
沖縄県近海鮪加入区	主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業）	沖縄市泡瀬四丁目25番17号ニューライフ泡瀬壱番館405号 渡慶次文子 那覇市宇天久877番地ウィングシャトー那覇オーシャンビュー603 中林千尋
沖縄県近海鮪加入区	小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業）	那覇市具志 1 丁目 8 番12号 松田哲行 那覇市宇宇栄原698番地ワイズガーデン宇栄原テラス211 上原清

沖縄県近海鮪加入区	主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数 20 トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業）	宜野湾市志真志一丁目 19 番 3 - 102 号マンション志真志ヒルズ 安富正 糸満市字阿波根 60 番地 オアシスの森 103 比嘉良尚
-----------	--	---

沖縄県告示第 362 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 3 項の規定により、本部加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第 363 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 浦添市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 8 月 10 日から同年 12 月 27 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第 364 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町字与那国地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 3 月 26 日から同年 8 月 30 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ガリバー那覇天久店 那覇市天久 2 丁目 6 番 8
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社仲本雅総合商事 那覇市字銘苅 239 番地 2 代表取締役 仲本雅有
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による那覇市の意見の概要
当該地は、周辺道路がゾーン 30 の区域内となっており、かつ、近隣には、那覇市立天久小学校も位置している。そのため、駐車場への経路が登下校ルートとならないよう、案内経路の設定等にあつては、十分留意すること。
また、当該搬出入車両等においても、登下校ルートの回避や登下校時間の運行を避けるようにし、必要に応じて交通整理員の配置により安全の確保を図るなど配慮を行うこと。
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

- 5 縦覧期間 令和 6 年 10 月 8 日から同年 11 月 8 日まで
6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和 6 年沖縄県選挙管理委員会告示第 8 号は、廃止する。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,487
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,790
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,937
うるま市選挙区	33,278
沖縄市選挙区	37,367
宜野湾市選挙区	26,308
浦添市選挙区	30,490
那覇市・南部離島選挙区	88,062
豊見城市選挙区	16,941
島尻・南城市選挙区	36,177
糸満市選挙区	16,150
宮古島市選挙区	15,307
石垣市選挙区	14,780
国頭郡選挙区	17,922
中頭郡選挙区	41,725

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、令和 5 年沖縄県労働委員会告示第 6 号は、廃止する。

令和 6 年 10 月 8 日

沖縄県労働委員会

会長 田 島 啓 己

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県水道事業及び工業用水道事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
沖縄県企業局	本庁機関	企業技監 企業企画統括監 企業技術統括監 参事
	総務課	課長 総務班長 人事班長 予算班長 給与、服務、労使関係事務、組織定数又は職務権限担当の主査
	経営計画課	課長 経営班長
	経理課	課長 経理班長
	配水管理課	課長 危機管理室長
	建設課	課長 建設調整監
	出先機関	
	久志浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	石川浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	北谷浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	西原浄水管理事務所	所長 技術総括 副参事 庶務班長
	水質管理事務所	所長 副参事

4 認定年月日 令和 6 年 9 月 12 日

発 行 所
 沖 縄 県 総 務 部
 総務私学課
 電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地